

「第10次高齢者保健福祉計画」「第9期介護保険事業計画」「第6期介護給付費適正化計画」についてのパブリックコメント実施結果

件名	「第10次高齢者保健福祉計画」「第9期介護保険事業計画」「第6期介護給付費適正化計画」について
募集期間	令和6年1月12日から令和6年2月9日
担当課	福祉介護課

提出方法及び件数

郵送	0件
F A X	0件
電子メール	1件
持参	0件
計	1件

公表日 令和6年2月27日（火）

公表の方法 町のホームページに掲載

「第10次高齢者保健福祉計画」「第9期介護保険事業計画」に対するパブリック・コメント回答一覧

番号	ご意見	回答
1	P9 ④の中段の表 表の上部 △全国等のマークの説明は不要では。	ご指摘の通りです。削除させていただきます。
2	P29 2ブロック 調整などしていること→調整などしているかとか他の質問のように質問調に。	アンケートの質問ではなく、結果の公表なので現状の表現とさせていただきます。
3	P38 (3) 施設への入居希望者が2割を超える(実際は23.1% 要介護3~5は38.1%)と言いながら、「施設の整備はしない」という表記は矛盾できつすぎる。(廃校2小学校の後利用アンケートにも、介護施設が出てきます。これは却下されるのですね)→基本的に新設や増床は見込まない。このくらい優しく言って。	長期的に考えて施設の新たな整備は考えられないため。計画中の表現なので「施設の整備はしない」といたしました。
4	P53 河津町ケアパスの公表→これはあるのですか？すでにあるような表記に見えます。	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しの際、認知症あんしんマップを全戸配布しております。(令和3年4月に全戸配布済)
5	P58 ヤングケアラーの項ビジネスケアラーは無か？体制整備を図るとあるが、物的人的支援はなしか？	ビジネスケアラーの支援は、介護家族の会による活動支援などで支援していきたいと思います。
6	P62 表中 県が指定・監督を行うサービスのブロックで⑭居宅介護支援・介護予防支援のヌケ。事項にその説明があります。	居宅介護支援・介護予防支援は町が指定・監督を行うサービスですので、町が指定・監督を行うサービスに記載しています。
7	P62 表中、町が指定・監督を行うサービスって全部河津町にありますか？	町が指定・監督を行うサービス全部はありませんが、河津町にあるサービスは③地域密着型通所介護、⑨看護小規模多機能型居宅介護です。
8	P78 (4)のブロック下から4行目 要介護好悪礼者→変換ミス？	変換ミスによる記述誤りです。訂正させていただきます。

9	<p>P83 ②サービス事業者の情報公開の項について、これってしっかりやってください。民間の介護事業の企業のように。調査で「入所したくない」の比率が多いのは、入所したらどのような暮らし方や、安心安全が確保されるのかの理解が進まないことが一因にある。</p> <p>現場のしっかりした情報開示が必要。情報開示しなくても、入所待ちがたくさんいるから良いと思っているのかしら？</p>	<p>ご指摘のとおりだと思いますので、今後より一層情報公開に努め介護保険への理解を深めていただけるよう勧めてまいります。</p>
10	<p>P83 ⑤介護人材の確保や業務効率化の項、これ重要です。これからの取り扱いがこの計画案では少ない。河津町は高齢者や要介護の人は、R8までさほど増えないことを前提にしているが、同人口の減少に伴う介護職（ヘルパー）の減少に歯止めを掛けないといけません。まして、町として在宅介護を奨励する以上、もっと介護職が必要になります。介護職は労働者給与の全国平均より年収で70～100万円低い。啓発だけでなく、経済的支援や魅力づけをしないと、3Kの仕事なんて誰もやりたくない。</p> <p>地域の為や弱者のために働き介護崩壊を防ぐ地域貢献という、ほめたたえてくれる仕事なのに。</p> <p>※3K＝「きつい、汚い、危険」な仕事。避けたい人が多く人手不足になる。</p> <p>このまま人手不足が進むと、生活に支障をきたす職業ばかりで、暮らしを支えるためのインフラを担っている大事な仕事です。</p> <p>⑥文書の軽減、これぜひやってほしい。せっかくもらえる国の支援金を、申請が難しく断念する中小の介護事業者が多いと聞きます。結果そこで働くヘルパーに支援金が回らない事実。</p>	<p>今後の労働者人口の減少は日本全体の問題だと思います。そんな中で介護職（ヘルパー）の確保は重要な課題だと認識しております。今後もより一層介護職（ヘルパー）への理解を周知し、また離職者の減少にも力を入れていきたいと思います。</p>